

令和5年7月13日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課 係 名	健康福祉総務課
電話番号	0598-31-1923
内 線	4650

1. 発表事項

福祉まるごと相談室 × 子育て世代包括支援センター × 子育て支援センター タイアップ企画「子育て応援スタンプラリー」を実施します。

2. 内 容

未就園児がいる子育て世帯を対象に、子育て世代包括支援センター(健康センターはるる等)の教室や子育て支援センターを利用の際、松阪ナビのスタンプラリー機能を活用し、施設に設置したスタンプ取得用の QR コードを各自のスマートフォン等で読み込むデジタルスタンプラリーを実施。

スタンプを集めた方に、福祉まるごと相談室又は健康福祉総務課においてスタンプラリー完走特典のプレゼントを進呈する。

プレゼント … 育児用品や生活用品など数種類を用意しその中から 1 つを選んでいただく。

3. 目的

① 福祉まるごと相談室の PR

子育て世帯に「福祉まるごと相談室」を周知するとともに、プレゼント進呈時に「福祉まるごと相談室」に来所してもらうことで困りごとをキャッチする。

② 子育ての情報を届けやすくする

デジタルスタンプラリーをきっかけに「松阪ナビ」の登録及び利用を促進。「松阪ナビ」の利用者が増えることにより、幅広い市政情報を子育て世帯にプッシュ通知で届けことが可能になる。

③ 乳幼児の教室等への参加促進

子育て世代包括支援センター(健康センターはるる)等で開催する乳幼児の教室等をチェックポイントに設定することで、親子向けの教室・イベント等への参加を促進する。

④ 子育て支援センターの利用促進

子育て支援センターをチェックポイントに設定することで、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、全ての子育て家庭を地域で支える「子育て支援センター」の利用を促進する。

⑤ 福祉まるごと相談室からつなぐ

福祉まるごと相談室で把握している子育てに関する要支援世帯を母子保健事業や子育て支援センターにつなげる。

4.実施日

(実施期間)

1クール目：令和5年8月～10月末

2クール目：令和5年12月～令和6年2月末

5.対象

松阪市在住の未就園児の親子

6.スタンプラリーの方法について

松阪ナビのスタンプラリー機能を活用し、下記の実施の流れ①②③に沿ってすすめていく。

(スタンプラリー実施の流れ)

①実施期間中にスタンプ取得用のQRコードを設置している「子育て中の教室・相談」の参加と「子育て支援センター」の利用によりポイントを貯める。

*ポイント数 2P = 「子育て中の教室・相談」1P+「子育て支援センター」1P

②2ポイント集めた方は、お住まいの地域の福祉まるごと相談室へ。

福祉まるごと相談室が未設置の地域の方は、市役所1階 健康福祉総務課へ。

③来所時にアンケートにご回答いただき、特典のプレゼントをお渡りする。